受 企 相 第 １ ７ ６ 号
平成２４年４月２６日

日本共産党鳥取市議会議員団
団　長　角谷　敏男　様
幹事長　伊藤　幾子　様
　　田中　文子　様

鳥取市長　竹内　　功

市政に関する要望について（回答）
（対２０１２年２月１０日付け）

このことについて、別紙のとおり回答します。

【陳情・要望に関する担当】
鳥取市尚徳町１１６番地　鳥取市役所本庁舎
企画推進部市民総合相談課：岡本昌平
℡０８５７－２０－３１５８
E-mail　shiminsoudan@city.tottori.lg.jp

【要望事項１】
　市民のくらしと地元経済の実態を考慮し、「税と社会保障の一体改革」の制度変更による新たな国民負担とともに増税による重い負担につながる消費税引上げを行わないように国に求めること。また、生計費は非課税を基本とし、消費税増税による市の公共料金への転嫁は行わないようにすること。

【回答１】
　社会保障と税の一体改革における消費税増税については、５０年後の人口が現在の３分の２となる予測の中、社会保障関係費の負担を将来世代につけを回したり、先送りにし続けることなく、国民すべてが人生のさまざまな段階で受益者となり得る社会保障を支える経費を、国民全体が皆で分かち合わなければならないとの理念で検討されているものと認識しています。
　本市としても、趣旨には賛同するところでありますが、消費税増税の詳細が明らかになっておりませんので国の動向を見ながら対応することとします。

【本件に関するご質問・お問合わせは下記まで】

総務部　行財政改革課　（電話番号：０８５７－２０－３１１１）

【要望事項２】
　市民の命と健康を守る基本である「早期発見・早期指導・早期治療」と国民健康保険料の引上げにつながっている医療費増加の抑制のために、健康意識の向上に合わせた取組みの強化と特定健診などの受診率やがん検診の検診率を大幅に引上げる取組みが必要である。そのために、次の点について求める。
①特定健診が導入された背景・制度の趣旨及び医療保険者の実施義務が求められた理由（健診制度の理念）の共通認識を基本に、保健・医療・福祉の連携・役割分担をすすめ、計画・目標と業務の見直しをおこなうこと。
②特定健診やがん検診の費用の負担軽減をおこなうこと。
③特定健診の受診やがん検診の機会を休日、夜間に拡大すること。
④特定健診の指導教室（個別指導を含む）についても、これまでのアンケート調査と取組みの成果を生かして、休日と夜間の実施をおこなうこと。
⑤検診方法は、集団検診とセット検診を拡大すること。
⑥はがきの個別通知だけでなく、市報に限らず年間の実施計画がわかる広報紙による啓発をさらに強めること。
⑦地域の健康推進委員を生かした各種の教室の開催による教育・啓発の強化をおこなうこと。
⑧一般会計だけでなく、国保会計においても保健予防の予算と専門職員を増やすこと。

⑨医師会、薬剤師会、病院・薬局に対して、特定健診・がん検診とジェネリック薬品の推奨のために、市が広報紙をつくり、訪問による協力を要請すること。

【回答２】
①本市では、計画期間を平成２０年度から平成２４年度までとした「鳥取市国民健康保険特定健康診査等実施計画」を策定し、特定健診及び特定保健指導の推進を行っているところです。本計画は、国の医療制度改革に基づき、国、都道府県、医療保険者、市町村の連携の下に、糖尿病等の生活習慣病予防を徹底する方向性が示され、平成２０年度から全医療保険者に４０歳から７４歳の者を対象とした特定健康診査・特定保健指導の実施が義務づけられることとなったことを受け、策定したものです。
　本年度は計画の最終年となりますので、今後示される国の方針等を参考としながら、目標や業務も含めた計画の見直しについて、検討したいと考えます。

②がん検診については、子宮がん・乳がんの無料クーポン券を平成２１年度から、大腸がん検診の無料クーポン券を平成２２年度から働き盛りの特定年齢の人に配布し、負担軽減と意識啓発に取組んでいます。昨年度は、大腸がん検診の無料クーポン対象者をさらに拡大しており、受診者も増加しています。
　特定健診については、本年度から個別健診で自己負担金を１，５００円から５００円（非課税の人は無料）にするほか、４１歳から５歳ごとの節目に当たる人に対して無料クーポン券を発行するなど負担の軽減を行う予定です。

③特定健診やがん検診が、休日や夜間も受診できるよう受診体制を整備することは、第９次鳥取市総合計画や、とっとり市民元気プランによる推進計画の中に盛り込み、年次的に休日検診の回数を増やすなど体制整備に取組んでいます。また、東部医師会と連携し、休日に受診できる医療機関について情報提供しています。夜間の健診実施については、未受診者アンケートの結果ではニーズが少なかったことから、今後の検討課題としています。

④特定保健指導の利用については、対象者の利便性を考慮して、実施体制を整備し、直営教室・直営個別面接・委託機関の中から、利用しやすい方法を選んで受けていただいています。委託機関には、休日や夜間に利用できる場合があり、対象者に合った受け方について情報提供しています。直営教室の休日・夜間開催については、対象者のニーズ把握をすすめ、今後の検討課題としています。

⑤集団健診の受診機会を増やすため、本年度は休日健診を含め、さらに回数を増やす計画としています。また、集団健診・医療機関健診ともに、セットで健診が受診できる体制を整備しています。

⑥特定健診などの広報については、市報等によりご案内を行うほか、未受診者の人に対してはがきによる受診勧奨を行ってきたところです。
　また、昨年度には国民健康保険の被保険者の方に対して保険料納入通知書の送付に併せて特定健診の啓発チラシを同封して送付しているところであり、今後も継続して啓発に努めてまいります。

⑦健康づくり地区推進員は、健康寿命の延伸を目的とした健康づくり計画の推進を目標に活動を行っており、その目標達成に向けて本協議会と４２地区の各地域で講演会や研修会を開催しています。特に、糖尿病を中心とした生活習慣病の予防や検診受診率向上について活動の強化を図っており、引続き、教育・啓発に努めてまいります。

⑧保健予防については、本年度から重複受診や服薬の情報などを基に訪問指導を行ったり、糖尿病、高血圧症などの治療を中断している患者を対象に生活習慣の改善や治療の継続を促す専門職員を配置する予定です。

⑨本市では、医師会、薬剤師会との連携を従来から行ってきましたが、平成２２年度から保健医療福祉連携課を設置し、さらに情報交換や連携事業を強化してきたところです。
　ジェネリック医薬品の推奨についても、昨年度から開始した先発医薬品との差額通知事業に際しては、事前に医師会との協議を行うなどスムーズな事業実施に向けて協力要請してきたところです。
　また、地域でのジェネリック医薬品に関する出前説明会の際には、薬剤師会の協力をいただき、講師としてその内容について講演いただいているところであり、一体となってジェネリック医薬品の普及に向けて推進しているところです。
　広報につきましては、特定健診受診やジェネリック医薬品使用促進など医療費適正化に向けてのポスターを作成し、医師会、薬剤師会を通じて、各医療機関や薬局に掲示していただいているところですが、さらに成果が上がるよう、今後の広報の手法も検討してまいります。

【①②⑥⑧⑨に関するご質問・お問合わせは下記まで】

福祉保健部　保険年金課　（電話番号：０８５７－２０－３４８１）

【②③④⑤に関するご質問・お問合わせは下記まで】

健康・子育て推進局　保健医療福祉連携課
（電話番号：０８５７－２０－０３２０）

【⑦に関するご質問・お問合わせは下記まで】

健康・子育て推進局　中央保健センター
（電話番号：０８５７－２０－３１９４）

【要望事項３】
３年に一度の介護保険事業計画が見直しされようとしている。いつでも利用できる介護サービスと市民の負担軽減のために、次の点を求める。
①介護保険料の引上げを抑制するために、一般会計からの繰入をおこなうこと。保険料の独自の軽減を拡大していくこと。また、所得の多い階層を増やし、保険料の負担の均衡化をはかること。
②介護保険会計における国庫負担の割合を拡大するように国に求めること。また、財政安定化基金の国拠出分を各市町村の介護保険料軽減のために使うように求めること。
③訪問介護の時間短縮は、必要なサービスの確保と自立支援を損なうものであり、導入中止を求めること。
④短期入所サービスのショートステイに緊急的な利用ができるように増設すること。
⑤介護保険法の改正による制度・事業の見直し・変更について、適時適切な情報提供をおこない、実施責任を果たすこと。
⑥孤独死をなくすために、現在の体制の見直しと関係者との保健・医療・連携の強化を図り、訪問活動や見守り活動など緊急時の対応と生活支援に全力を尽くすこと。

【回答３】
①本年度から平成２６年度までの第１号被保険者負担率は、政令により２１％と定められています。保険料引上げを抑制するために一般会計から繰入することは、介護を国民皆で支え合うという介護保険制度の趣旨からして適当でないと考えます。
本市独自の保険料軽減策として、年収６５万円以下の低所得者に対する軽減措置を本年度以降も引続き実施しますが、それ以上の軽減の拡大や多段階設定については、現在のところ考えておりません。

②国庫負担割合の拡大を国へ要望することについては、制度の根幹にかかわる事項であり、慎重に検討したいと考えます。
財政安定化基金への国拠出分を市町村へ交付するよう要望することについては、現在のところ考えておりません。

③国の社会保障審議会等で審議されたものであり、導入中止を求める考えはありません。

④第５期計画期間中に特別養護老人ホーム１４０床を整備することとしており、それに併せて短期入所生活介護が整備されるよう事業者へはたらきかけていきたいと考えています。なお、本市では、「通い」を中心として「泊まり」「訪問」を組み合わせて行う地域密着型サービスの小規模多機能型居宅介護を在宅生活継続支援を行うための仕組みと捉え、市内全域に整備を進めてきたところです。（平成２３年度末２５カ所）

⑤本年度に「鳥取市福祉のてびき」の改訂を行うこととしています。今後も、市報や市ホームページ等を活用して情報提供に努めてまいります。

⑥ひとり暮らし高齢者等の見守り支援の取組みとしましては、高齢者のみの世帯などへ設置する「緊急通報受信サービス」、ひとり暮らしの高齢者を愛の訪問協力員が定期的に訪問し安否確認などを行う「愛の一声運動」、さらに、地区社会福祉協議会や民生・児童委員と連携し、地域の福祉活動を推進する「となり組福祉員」などの活動を推進しています。今後も、地区社会福祉協議会や民生・児童委員、ケアマネージャー、ヘルパー、かかりつけ医などが情報を共有し、連携・協力できる体制づくりを進めてまいります。

【本件に関するご質問・お問合わせは下記まで】

福祉保健部　高齢社会課　（電話番号：０８５７－２０－３４５１）

【要望事項４】
障害者・難病疾患の方への費用負担とサービスの改善・充実のために、次の点を求める。
①総合福祉法の骨格提言を尊重し、障害者自立支援法にかわる「障害者総合福祉法」の制定をもとめること。
②「情報・コミュニケーション法」制定を国に求めること。

【回答４】
①利用者負担については、平成２２年４月から低所得者に対する福祉サービスは無料とされ、昨年１０月時点で利用者の８６パーセントが無料でサービスを

利用するなど、現在、実質的に応能負担とされています。
　また、サービスの改善・充実につきましては、昨年度、国が、障害者総合福祉法（仮称）の検討の基礎資料とするため、障がい手帳の有無にかかわらず、生活のしづらさなどに関する調査を行っており、この調査結果などをもとに福祉サービスの検討が行われ、来年４月から、新たな福祉サービス等が盛り込まれるものと考えています。
　なお、今後必要であれば、国に対して要望したいと考えています。

②障害者基本法は、平成２３年改正法の附則において、「国は、この法律の施行後３年を経過した場合において、この法律による改正後の障害者基本法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」とされました。
　そのため、国において改正法施行後３年間の障がい者に係る情報・コミュニケーションをはじめとする施行状況を検討され、必要な措置が講じられるものと考えています。
　本市としては、その対応状況を踏まえた上で、必要であれば、国に対して、必要な措置を講じられるよう要望したいと考えています。

【本件に関するご質問・お問合わせは下記まで】

福祉保健部　障がい福祉課　（電話番号：０８５７－２０－３４７４）

【要望事項５】
　昨年３月の福島原発事故以降、国民は原発に依存しない社会をつくることを求めている。中国地方、鳥取県から原発の再稼働はしないで、原発ゼロをめざすために、次の点を求める。
①中国電力に対して、島根原発を再稼働しないこと（すなわち１号機は廃炉、２号機のプルサーマル計画の撤回し、廃炉計画を立てること、３号機は建設・運転の中止）を要請すること。
②あわせて、自然エネルギーの普及と促進に本格的に取組み、電力の安定供給に全力を尽くすように求めること。
③鳥取市としても、自然・再生エネルギーの普及と開発に積極的に取組むこと。

【回答５】
①県が昨年５月２７日に中国電力（株）に対して「福島第一原子力発電所で発

生した事故等に伴う島根原子力発電所の安全対策等について」申入れしていることから、あらためて本市が要請することは考えていません。

②県が昨年１２月２５日に中国電力（株）と「再生可能エネルギー電気導入拡大に関する覚書」を締結し、県と中国電力（株）は再生可能エネルギーの導入拡大について相互に連携していくこととしていることから、あらためて本市が中国電力（株）に自然エネルギーの普及等を求めることは考えていません。

③現在、太陽光など自然エネルギーを利用した設備の導入促進のための補助金交付や、公共施設への自然エネルギー設備の導入、さらに「鳥取市スマートグリッドタウン構想」に基づいた産学官が連携した自然エネルギー発電の導入促進に取組んでいます。
　なお、現在作成中の「第２期鳥取市環境基本計画」と「鳥取市地球温暖化対策実行計画」では、自然・再生可能エネルギーの利用促進を主要事業として位置付けており、今後も積極的に取組むこととしています。

【本件に関するご質問・お問合わせは下記まで】

環境下水道部　生活環境課　（電話番号：０８５７－２０－３２１８）